

ケベックの社会統合政策の進展

Évolution chronologique de la politique d'intégration sociale

丹羽 卓
NIWA Takashi

Résumé

Depuis les années 1960 jusqu'à maintenant, l'attitude du Québec envers ses minorités ethnoculturelles est fondamentalement positive. Cependant, la politique d'intégration sociale du gouvernement s'est transformée, passant par plusieurs étapes. En s'appuyant sur les documents officiels du gouvernement québécois, cette étude trace d'un point de vue chronologique comment la politique d'intégration du gouvernement du Québec a évolué pour aboutir à la présente situation.

Le Québec a forgé sa propre politique d'intégration en créant son modèle de « convergence culturelle » au début des années 1980, après avoir refusé le multiculturalisme du gouvernement fédéral. Depuis, quelques modèles ont émergé successivement jusqu'à maintenant, transformant la politique d'intégration du Québec. Dans certains cas, elle s'est approchée du multiculturalisme canadien, tandis que dans d'autres cas, elle a été influencée par le républicanisme français. Cependant, l'essentiel de la politique d'intégration est stable : intégrer les minorités ethnoculturelles à une société francophone accueillante envers ses nouveaux membres et ouverte aux transformations induites par ces derniers.

Au début du 21^e siècle, la société québécoise a fait l'expérience du tumulte avec des débats houleux sur les accommodements raisonnables et sur la Charte des valeurs québécoises, débats qui ont révélé un clivage dans la société. On ne peut pas négliger la méfiance sous-jacente de la majorité à l'égard des minorités ethnoculturelles. Le présent gouvernement doit essayer de désamorcer cette méfiance pour construire « un Québec interculturel, pluriel et inclusif ».

キーワード：社会統合政策、エスニック文化マイノリティ、間文化主義、多文化主義、社会の分断

Mots-clés : politique d'intégration sociale, minorités ethnoculturelles, interculturalisme, multiculturalisme, clivage dans la société

1. はじめに

先進西洋諸国では、エスニック文化マイノリティを受け入れ社会にどのようにして統合していくのかというのが大きな課題になっている。ケベックも例外ではない¹。ケベック外のカナダは19世紀末から膨大な数の移民を受け入れ、20世紀前半には多種多様な文化を背景とする多数の構成員を持つようになった。そこから遅れて1960年代の「静かな革命」期の急速な産業化により、ケベックも多様な移民を受け入れなければならなくなった。ただし、当時移民が歓迎されたのは労働人口を補い、ケベックの人口を増大させるという経済的理由からだけであり、ケベックが独自の移民受け入れ社会になろうという意識はまだなかった。それゆえ、1971年にカナダ多文化主義が公にされた時²、ケベックはそれを拒絶したものの、それに対抗する独自の社会統合理念も社会統合政策も持ち合わせなかった。そこで、歴代のケベック政府は、ケベックがそれ以外のカナダとは異なる「独自の社会」だとの認識に立ち、そこへの社会統合政策をカナダとは別に立案し実行していくことになる。その際、初めから多文化主義への対抗理念として間文化主義があったというより、政策の実施と修正という試行錯誤を通じて、徐々にその理念が形成されていったといつてよい。F. Rocher *et al.* (2007) はその過程を見事に描き出している。

それによれば1965-1966年の『ケベック州における教育に関する調査委員会報告』(*Rapport de la Commission royale d'enquête sur l'enseignement dans la province du Québec*) にすでに、「これら新市民がケベックにもたらす貢献を、喜んでかつ好意的に受け入れなければならないだろう」(第3巻194段)とある³。ここから1960年代の時点ですでに、エスニック文化マイノリティに対するケベックの態度は基本的に肯定的だったのがわかる。

1970年代のケベック政府は、ケベックがフランス語の社会であることを確固たるものとするための法整備に注力し、ケベック独自の社会統合政策の立案に着手したのは1977年の『フランス語憲章』制定後だった。1978年に

政府文書『文化発展に向けてのケベックの政策』(*La politique québécoise du développement culturel*) が発表され、そこには同化でもなく多文化主義の生み出したモザイク化でもないその中間の「交流の道」(*voie des échanges*)をめざすこと (p.79)、移民の多様性がもたらす貢献を不可欠の豊饒化とみなすこと (p.63)、フランスの伝統文化を「収斂の核」(*foyer de convergence*) とすること (p.46) が明示されている。これらによって組み立てられる「収斂文化モデル」(*modèle de la culture de convergence*) が、その後のケベックの社会統合政策の出発点となる。そしてそれを具体化すべく 1981 年に行動計画『ケベック人のさまざまなあり方——文化共同体のための行動計画』(*Autant de façons d'être Québécois. Plan d'action à l'intention des communautés culturelles*) が打ち出された。

本論文では、1981 年から 2015 年までの約 35 年間の政府文書や政府委員会の答申を参照にしつつ、エスニック文化マイノリティの統合のためにケベックがどのような政策を打ち出して行ったのか、その変遷を辿る。先行研究である F. Rocher *et al.* (2007) の目的は間文化主義の成立を跡付けることだったが、本研究の目的は間文化主義そのものではなく、ケベック政府（そしてそれが写し出すケベック社会）がエスニック文化マイノリティをどう評価し、どのように扱おうとしてきたのか、その進展を通時的に捉えることにある。そこで、F. Rocher *et al.* (2007) の関連部分をこの目的のために整理し直し、その手法に倣いながらそこで扱われた時期以降のケベックの社会統合政策の変化を記述し、それらを総合して約 35 年間の歩みを大局的に見る。そうすることによって、D. Juteau (2002) がそれまでのケベックの政策の変化を直線的に捉えているのに対して、実は 2001 年以降それが複雑に変化していることも明らかになる。そしてそこに見られる変化の主要な動因は、人口構成の変化、2 度の住民投票、さらには幾度も政権交代、そして 2001 年の同時多発テロであることを指摘し、変化の背後には、(ケベック外の) カナダ的自由主義とフランス型共和主義、そしてケベック独自の共同体主義の間での志向の揺れがあることも明らかにする⁴。こうした分析は F. Rocher *et al.* (2007) では行われておらず、本論文独自のものとなる。

多文化主義で表現されるカナダ的自由主義では、基本は個人にあり、ケベックのマジョリティの集会的な歴史・伝統・文化への配慮は希薄となる。他方フランス型共和主義に立てば、ケベックのマジョリティの価値観を普遍的なものともみなし、エスニック文化マイノリティを不安にさらす危険をはらむ。

ケベック独自の共同体主義である間文化主義は両者の間の道であるという理解はケベックで広く共有されている (cf. G. Bouchard, 2012b, p. 91)。この間文化主義を基本とするケベックは、ケベック外のカナダと同じ道を歩むことも、フランスの模倣に走ることはないであろうが、その中間のどこにその政策を位置づけ、それを具体化するかで模索を続けてきた。その姿を本論文で描き出したいのである。

本論文の構成は次のとおりである。次節では、主に F. Rocher *et al.* (2007) を参考にしながら、21 世紀初頭までのケベックの社会統合政策の変遷を要約する。それ以降のシャレ政権、マロワ政権、そして現在のクイヤール政権については、第 3 節で順にとりあげて、それぞれの社会統合政策の特徴を明らかにする。そして、第 4 節では、歴史的に見てケベックの社会統合政策がどのように姿を変えてきたのか、その変化の要因は何か、そして現在の課題は何かについて考察する。

2. 政策の変遷

2.1. 1980 年代

ケベック政府が 1981 年に社会統合政策の具体化（行動計画）を打ち出したのは、1980 年の「主権連合」構想を問う住民投票の結果が理由であろう。州内の英語系コミュニティや先住民はもちろん、エスニック文化マイノリティの支持がほとんど得られず、大差で主権構想は否決された。それはケベック社会が受け入れ社会として移民とその子孫によって認められていないことを意味する。主権構想を実現するには、彼らにも受け入れられる社会統合政策を推進する必要があった。同年には、「移民省」(Ministère de l'Immigration) を改組して、各機関の連携と行動計画の導入を担う「文化共同体・移民省」(Ministère des Communautés culturelles et de l'Immigration) が設立された。この点に注目したい。行動計画を絵に描いた餅にするのではなく、それを推進していこうという政府の積極的態度が見て取れるだけでなく、この省が今後時の流れとともに名称を変えていき、そのことがケベック政府の態度の変化を反映するからである。それは追々見ることにして、まず行動計画の要点を押さえておこう。

1978 年に提示された「交流」と「収斂の核」に加えて、「文化共同体」(communauté culturelle) という概念が導入されたことが重要である⁵。それは本論文で「エスニック文化マイノリティ」と呼んでいる人々と同じ人々をさ

すが、その人々が共同体をなしている点に「文化共同体」という呼称の重要な意味があり、この行動計画もそれを前提に考えられている。そして、それら「文化共同体」は収斂の核の周りに位置づけられ、その独自性を維持しつつもそれに向けて収斂していくように促すというモデルである。

多文化主義が個人を基本としているのに対してこのモデルが「文化共同体」を前提とする点、そして前者が中核をなす文化を否定しているのに対して、後者はフランス系文化をむしろ中心的な存在としている点、この2点において両者は対照的である。特に、ケベックには厳然とした中核文化があることが多文化主義の拒否の根拠であり、その状況が今も続いている。ケベックではフランス系カナダ人から受け継いだ文化を背景とする人々が圧倒的マジョリティとなっているからである。こうした社会にふさわしい統合政策として立案されたものがこの行動計画である。それによれば、収斂の核たるケベックのフランス系カナダ文化に各「文化共同体」が交流を通して統合されるという。しかし収斂とは何か？それは結局、本質的には同化と変わらないのではないかとの疑念が付きまとう。収斂とは、周縁から中心に向かって一方的に変化することであろう。「文化共同体」の維持発展を認めながら収斂を求めることに矛盾はないのだろうか。

実際、様々な批判を受けて⁶、「収斂の文化」モデルも徐々に姿を変えていくことになる。1985年に公表されたシャンシー報告は、「間文化的教育」の概念を定義し、それは「文化共同体」だけを対象にするのではなく、生粋のフランコフォンやアングロフォンも対象に含め、社会全体にかかわるものとした。しかも、間文化的教育は教育システムに限定されることなく、ケベックの制度全体に拡張されるべきと主張した。1986年の「エスニック間および人種間関係に関するケベック政府宣言」(Déclaration du gouvernement du Québec sur les relations interethniques et interraciales)では、政府は社会のあらゆる集団間の相互尊重を推奨し、様々なエスニック的、人種的、文化的集団がケベックのすべての部門で適切に代表されるようにすると述べている(cf. F. Rocher *et al.*, 2007, p.13-14)。

この1980年代後半の動きは、「文化共同体」だけに統合の重荷を負わせるような政策の修正へと向かうものであった。政治・社会制度において「文化共同体」にしかるべき代表性を与えろという主張は、その集団が同化によって解消されるのではなく、社会においてしかるべき意味を持ち続けるべきだと言っていることになる。だが、こうした方向転換がはっきりとした姿を現

すには 1990 年を待たなければならなかった。

2.2 1990 年代前半

ケベック党のレヴェック政権の行動計画発表のほぼ 10 年後、ケベック自由党のブラサ政権が『ケベックで共に構築するために』(*Au Québec pour bâtir ensemble*) という声明を 1990 年に発表し、次のような倫理契約 (contrat moral) なるものを掲げた。その内容は、(1) フランス語が公的生活の共通語であるような社会、(2) すべての人の参加と貢献が期待され推奨される民主的的社会、(3) 基本的な民主的価値の尊重と共同体間の交流の必要性という制限は受けるが、多様な貢献に対して開かれた多元的社会—このような社会を受け入れ社会と各文化集団の間の双方向的な努力で建て上げようというものであり、すべての市民をエンパワーする場—「共通公共文化」(culture publique commune) —を作ることを目的としている⁷。「共通公共文化」の内容は、「文化共同体・移民評議会」(Conseil des Communautés culturelles et de l'Immigration) が発表した『ケベック社会の多元的文脈における規範の衝突の諸機関による管理』(*La gestion des conflits de normes par les organisations dans le contexte pluraliste de la société québécoise*) において、次の 5 点だとされている (pp.38-39)。すなわち、(1) 社会生活の公的空間における公的共通語としてのフランス語、(2) 民主的政治制度、(3) 一般的な広がりを持つ価値観と法規範の共有されている総体、(4) ケベックの歴史と遺産についての持つべき知識、(5) 混合経済体制にふさわしく、基本的に自由主義的なタイプの規範、規則、実践と、人間関係および人と制度との関係における規範とノウハウに関わる公的な実践と行動—ただしいつも明確に体系化されたり述べられたりしているわけではない—の総体、である。

「収斂の文化」に代わるこの「共通公共文化」という概念は画期的なものである。それはケベックの全住民の誰でもがそこに統合されうるほど一般的なものであり、もはやフランス系カナダ文化への収斂は求められていない。フランス語やケベックの記憶の獲得は必要であろうが、それはあくまでもコミュニケーション手段としてのフランス語であり、共通知識としてのケベックの歴史でしかない。母語をフランス語で置き換えたり、ケベックの歴史を自分のアイデンティティの根拠としたりする必要はない。肝要なのは、ケベックの持っている諸制度や広く受け入れられている価値観を受け入れることである。しかも、この「共通公共文化」は完成形ではなく、動的であり現実に

伴って変化し続けるものと理解されている⁸。そうになると、フランス語系ケベック人もまた、自分たちの文化に安住することは許されず、変化し続ける「共通公共文化」に統合されなければならない。「文化共同体」のメンバーにだけその責務を負わせるわけにはいかなくなる。「収斂の文化」は「文化共同体」のメンバーが中核文化に収斂することを要求した。それに対して、「共通公共文化」の構築にはマジョリティとマイノリティ双方の努力を求められる。ここに1980年代後半から姿を現した「相互性の原理」(principe de réciprocité)が明確に提示された。皆が「共通公共文化」の構築に責任を持つということにより連帯感を生みだし、そうして社会の結束を促そうというのである。これにより社会統合理念としての間文化主義が明確な姿を現したと筆者は考える。

ここにはケベックのフランス系カナダ文化を墨守するのではなく、新到来者の文化を取り込むことで旧来の文化を変容させ、積極的に新しいケベック文化を構築しようという気概が見られる。それは、ケベック人のアイデンティティがフランス系のエスニシティを希薄化し、包摂的になっていった時期と時代的にも重なるという点を指摘しておきたい。

2.3. 1990年代後半

1994年のケベック党の政権復帰と1995年10月の主権獲得に関する住民投票の結果が社会統合政策にさらなる変化をもたらした。住民投票の結果は僅差での敗北であったとはいえ、「文化共同体」のメンバーの多くが反対に回ったということは、彼らをカナダ社会ではなくケベック社会に統合しようという企てはまだまだ道半ばだったことを意味する。

1996年、後任首相のブシャールのもとで、「文化共同体・移民省」が「市民との関係・移民省」(Ministère des Relations avec les citoyens et de l'Immigration)に改組された。その目的は、(1)ケベックのシティズンシップ概念を一新すること、(2)州政府と市民の絆の質を向上させること、(3)ケベックの発展のためにすべてのケベック人の参加を促すこと、である(M. Labelle *et al.*, 2009, p.114)。ここにおいて「文化共同体」という概念が取り去られたことに注意したい。そしてシティズンシップという語が新たに登場している。1997年に「間文化的関係評議会」(Conseil des relations interculturelles)が出した『すべての市民のためのケベック—多元社会の今日の挑戦』(*Un Québec pour tous ses citoyens. Les défis actuels d'une société pluraliste*)は、「より深い意味では、

統合とは、完全なかたちでシティズンシップを認めそれを行使すること、そして調和のとれた間文化的関係の枠組みの中で、自らが承認され、尊重されていると感じることなのである」(p. 22)と述べている⁹。各人が、共同体を通してではなく、個人としてケベックに属すると考える、最もシヴィックな政策であった。

このように、1990年代後半に統合政策の中心は、文化からシティズンシップへと移った¹⁰。そして、フランス系カナダ文化を特権的に扱う視点が見られない点も重要である。これは文化的差異を認めつつも同じケベック・シティズンシップの傘の下に様々な文化を収めて社会を統合しようという、いわば文化多元主義的シティズンシップ体制であり、移民統合政策はフランス型共和制に近づいたとも考えられる。ただ、ケベックにおいてシティズンシップの理解が様々であったため、必ずしもそうでないとする言説も見られる (cf. A.-G. Gagnon, R. Iacovino, 2006, Chap. 4)。それはともあれ、カナダ・シティズンシップとは別のケベック・シティズンシップを確立しようとするのは、ケベック党の目指すケベックの主権獲得と関連があることは確かであろう。

3. 21世紀の歩み

20世紀末のいわば楽観的な状況を一変させたのが、2001年9月11日に米国を襲った同時多発テロだった。西洋先進諸国を戦慄させ、激怒させたこのテロは、各地で強い「イスラーム嫌い」を顕在化させ拡大させた。しかも、ムスリムだけではなく、様々なエスニック文化マイノリティが不信の目で見られるようになった。ケベックも例外ではない¹¹。20世紀末に寛大で包摂的であろうとしたケベック社会が、寛容さを減少させた。「ケベックのシティズンシップのもとでのマジョリティとマイノリティの融和」という社会統合政策は、こうした激変の中で非常に厳しい状況に直面した。ケベック社会もマジョリティとエスニック文化マイノリティの対立の方に大きく傾いてしまったからである。

3.1. シャレ政権の時代

2003年の州選挙で、ケベック自由党が政権に返り咲いたことで社会統合政策も方向転換した。同党は、各「文化共同体」は固有の問題を抱えているので、新到来者がケベックでの生活に馴染む備えがうまくできるようにするには、「文化共同体」組織とのパートナーシップを結び直しそれを強化する必要がある

あると主張して選挙を戦った。かねてからエスニック文化マイノリティはケベック自由党の強固な支持基盤だったからである (cf. A. Marhraoui, 2005, p.12)。もちろんその選挙公約はエスニック文化マイノリティの支持を得たのであろうが、エスニック文化マイノリティはマジョリティとは別の集団だという意識がマジョリティの側にも強くなったことの反映でもあると言えないだろうか。

シャレ政権は、公約を実現するために「文化共同体」というカテゴリーを復活させ、2004年に『共有された価値、共通の利益—文化共同体に属するケベック人のケベックの発展への十分な貢献を確かなものするために』(*Des valeurs partagées, des intérêts communs. Pour assurer la pleine participation des Québécois des communautés culturelles au développement du Québec*)という「移民、統合、間文化的関係に関する行動計画」を発表した。さらに、翌年には「市民との関係・移民省」を「移民・文化共同体省」(Ministère de l'Immigration et des Communautés culturelles)に改組した。この名称変更といふ行動計画の副題といい、「文化共同体」をいかに重視しているかがわかる。

行動計画は次の5つの軸からなっている (pp. 1-2)。(1) 移民はケベックの必要に応ずるもので、ケベックの価値を尊重すること。(2) 移民を雇用の場に歓待し、そこに継続的に組み込むこと。(3) フランス語の獲得—それが成功の鍵。(4) 多様性を誇りに思うケベック。(5) こうした行為に関わるのは、州都ケベック市、大都市モントリオール、そして各地方であること。このうち4番目のものについては「この行動計画の目標は、(共同体の)接近と間文化的対話の推奨により多様性への態度をより開かれたものとするものであり、差別と共同体間の緊張に対して闘うことである」と述べている (p. 80)。

方向転換は明白で、ケベック党政権時代に廃止された「文化共同体」の概念への回帰は、シティズンシップ志向の放棄でもあった。ただし、これはA. Marhraoui (2005, p. 12)が指摘しているように、1990年のケベック自由党の声明とも違う。前者では、移民をその出自や帰属に応じた「文化共同体」にまず統合し、次にケベック社会に統合しようとしたのに対して、後者はそうした2段階での統合ではなく、最初からケベック社会への統合を目指したからである。つまり、1990年の政策では、文化共同体というエスニックな集団を認め、それに一定の配慮をするものの、それを固定化する意図はなかったと言えるが、2004年の政策では、文化共同体を第1段階の統合集団とし、そのエスニック集団を移民統合に積極的に活用しようとするため、その固定化に

つながる可能性が大きい。したがって、それは「社会集団間に隔ての壁を作り、その集団を客体化することを助長し、社会の分断化を進め、州政府とマイノリティの間の関係をエスニック化する」(A. Marhraoui, 2005, p.13)。こうした批判を受けて、「文化共同体」という概念はこの後公的文書から消えていくことになる。ただ、「文化共同体」概念を復活させたシャレ政権には、20世紀末から21世紀初頭のケベック党政権下で顕著だったフランス型の共和主義志向からの離反が見られる点は指摘しておきたい。

この行動計画実施中の2006年、「妥当なる調整」(accommodements raisonnables)を巡る騒動が起こった。シャレ政権は、それを調査し政策提言を行うために「文化的差異に関わる妥当なる調整の実践に関する諮問委員会」(Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles)を設置した(ブシャール=テイラー委員会)。2008年5月に提出された報告書『未来を築く—調和の時』(*Fonder l'avenir. Le temps de la conciliation*)によれば¹²、2006-2007年の騒動はいくつかのメディアが作り出したものだった。実際それはしばらくして収まったわけだが、その騒動の背後に潜むエスニック文化マイノリティに対するマジョリティの側の不信を無視することはできない。2007年1月10日にレジェ・マーケティングが行った調査では、市民の83%が「妥当なる調整」——つまりカナダ型の問題解決方法——に反対しているという結果となった。また、騒動が収まった後の2010年2月8日-10日にレジェ・マーケティングとル・ドゥヴォワールによる調査でも、シャレ政権は宗教マイノリティが行う「妥当なる調整」要求にあまりにしばしば譲歩しすぎる、と回答者の75%が答えている(cf. A. Castonguay, 2010)。言い換えれば、シャレ政権がカナダの手法に接近しすぎているというマジョリティの不満が見られる。

ブシャール=テイラー委員会はその報告書で、多元的ケベックに向けての多数の提言を行ったが、シャレ政権はそれを無視した(cf. G. Bouchard 2012a)。特に間文化主義の明確化とライシテ白書の作成の必要が強調されたが、それを怠ったことが、その後「ケベック価値憲章」を巡る大論争と、2015年6月にクイヤール政権が提出した第62号法案への批判へとつながっていくのである。次にそれを順に見て行くことにしよう。

3.2. マロワ政権の時代

2012年にケベック党が政権に復帰し、マロワが首相に就任した。その翌年

「ケベック価値憲章案」(Projet de charte des valeurs québécoises) が公にされ、ケベックで激しい議論を巻き起こした¹³。その内容はブシャール＝テイラー委員会提案の「開かれたライシテ」とはほど遠い、フランス型のライシテを模したものであった。これは2014年の州選挙でのケベック党敗北により実現しなかったが、もしそれが採択されていたらケベック住民を2つに分断していただろう (cf. L.-P. Lampron, 2015, p.20)。当時の世論調査の結果がそれを物語る¹⁴。

ここで再びフランス型共和制モデルへの近接が見られる。その点では、同じケベック党のブシャール、ランドリー両首相の下で進められたシティズンシップによる社会統合と似ている。しかし、後者が市民の文化的相違を超えてすべての人々の包摂を目指したのに対して、マロワ政権の志向したものは、ムスリムに代表される宗教的マイノリティに一方向的に負荷をかけるもので、社会に分断を生むものであったという相違は重要である。実際、この憲章案はパリゾー、ブシャール、ランドリーといった世紀の変わり目にケベック党政権を担った首相経験者から批判された¹⁵。先に見たように、ケベック自由党のシャレ政権が21世紀初頭に提示したモデルは、同党のブラサ政権の1990年代のモデルと類似点を持ちながらも、社会を断片化するとの批判を浴びた。他方、ケベック党のマロワ政権のライシテに関する主張も、20世紀末のケベック党政権下でのシティズンシップによる社会統合同様フランス型共和制に範を求めているものの、世論を分断してしまった。21世紀初頭の両政党のそれぞれの社会統合政策は、先祖がえりをしているかのように見える一方で、20世紀末の政策に比べて社会を分断へと導く方向性を持っていたというのは興味深い。

2014年総選挙のケベック党敗北により、憲章案は葬り去られた。とはいえ、それが意味を失ったわけではない。世論調査会社CROPのユーリ・リヴェが「拒絶されたのはメッセージではなく、提案者なのだ」と言っている。つまり憲章案の内容が問題だったのではなく、それを提案したケベック党に問題があったということである¹⁶。実際、CROPが2015年2月に実施した調査によれば、ケベック人の共通の価値観を守るために、ライシテに関する何らかの憲章を望む人の割合が51%、反対は23%で、決めかねている人が26%となっている。リヴェによれば、人々は宗教的過激思想に反発しているのであって、移民に対して閉ざされた態度をとっているわけではない。新到来者が受け入れ社会の価値観を受け入れるのを拒絶するのを恐れているのであり、それを

懸念する人は住民の85%という高い割合になる。ただし、この種の憲章への支持はフランス語系か否かで大きく異なる。前者は57%が支持するのに対して、後者では27%の支持しかない。

2015年の調査と注14に記した2013年の調査を単純に比較することはできないが、相変わらずライシテ問題がケベック人の意見を分けているのは確かである。しかも、何らかの形でライシテに関する憲章が必要だと考える人が半数を超えている。それゆえ、それは2014年に政権を獲得したケベック自由党のクイヤール政権にとって重要課題なのである。

3.3. クイヤール政権の時代

クイヤール政権は2014年、早速パブリック・コメントを求めるための文書『移民、多様性、包摂に関わるケベックの新政策に向けて』(*Vers une nouvelle politique québécoise en matière d'immigration, de diversité et d'inclusion*)を公表した。「un Québec interculturel, pluriel et inclusif」を構築すると高らかに謳っているこの文書には、注目すべき点がいくつかある。まず、1990年の『ケベックで共に構築するために』との繋がりを強調しているが、「文化共同体」という表現は消えている¹⁷。なぜそれを使用しないかという説明もない¹⁸。そして「包摂的なケベック」を目指すと明言している。これは直前のシャレ政権やマロワ政権がエスニック文化マイノリティを包摂するどころか、それに対するマジョリティの反発を掻き立ててしまったことへの反省であろうか。そのことはこの大部の文書の要約版(Document synthèse du Cahier)の「近年の介入は期待される成果をもたらさなかったし、新しい現象が出現している」(p.3)との文言から読み取れる。つまり、21世紀初頭の社会統合政策の作り直しが必要だという認識があるのである。

この要約版の序文には、今回の多様性管理モデルは次を基盤とすると書いてある(pp.3-4)。(1)ケベックのアイデンティティは多元的で動的であって、あらゆる出自の人物の貢献によって豊かになっている。ただし、その貢献はケベックが他とは違ってフランス語を話すという特性を継続して持っていること、およびケベックの先住民と英語系共同体が歴史的になした貢献とに密接に結び付けられるものでなければならない。(2)フランス語はケベックの公用語であって、ケベック社会の公的空間の共通語である。(3)ケベックは多様な貢献に開かれている。住民の多様性と帰属が複数あることは、公的空間で自由に表明され、承認され価値あるものとされる。(4)資源、サービス、

制度、公的空間にアクセスするチャンスは、ケベック人各人に公正であって、差別はない。(5) 社会への積極的参加が期待され奨励される。(6) 間文化的接近。あらゆる出自の人物間の積極的接触が調和のとれた市民関係—すなわち連帯の新しい絆—を促進し、先入観、威圧、差別を未然に防ぐのに貢献する。(7) 移民の人々の統合という概念は、相互性とケベック社会の共通価値の共有に基づく。

以上の内容は、これ以前の政権が掲げたものの継承かその発展であって、特に目を引くものはない。ただ1点、(3)の後半は過去のものには見られない。これは、クイヤール政権が2015年6月10日に議会に提出した第62号法案「ケベック州政府の宗教的中立の尊重を促し、ある種の機関における宗教的調整要求に枠をはめるのをめざす法」(Loi favorisant le respect de la neutralité religieuse de l'État et visant notamment à encadrer les demandes d'accommodements religieux dans certains organismes)の内容とも関わる¹⁹。この法案は、州の公務員にいかなる宗教的シンボルであれ身に着けるのを許す一方で、サービスを提供する際には顔が見えるようにしなければならないと定めている。つまり、ムスリムの女性は顔を覆うニカブとブルカ以外なら着用できるということになるが、このふたつの身なりが禁止されるのは、宗教の問題ではなく、顔を覆うということが問題なのである。ケベック党が推し進めようとしたライシテという観点はそこにはない。そもそも62号法案自体にも、また議会でのステファニー・ヴァレ(Stéphanie Vallée)担当大臣の提案理由説明にもライシテという語は一切使用されていない。それは同日に別の件で発言したケベック党のパラドー党首の「ライシテと州政府の宗教的中立はこの多様性の守護者であり、また全市民が平等であることの守護者でもある、とわれわれは信じている」という発言とは大いに異なる²⁰。

この法案は、ブシャール＝テイラー委員会の勧告を無視しているとのフランソワ・ルゴーケベック未来連合党党首の批判を始めとして、野党から批判を浴びている。それへの与党側の応答を見ると、個人の選択の自由の重視がわかる。「チャドールを強制されている女性もいるが、自発的に着用している女性もいて、それを尊重しなければならない」というヴァレ担当大臣の言葉がそれをよく表している²¹。個人の選択の自由よりもライシテを前面に押し出して、公務員に宗教的に目立つシンボルを身に着けるのを禁じようとしたマロワ政権の第60号法案とは対照的である。

クイヤール政権は、マロワ政権時代のフランス型共和制志向から、個人主

義的多文化主義へと一気に移行したかのようである。特に、「宗教的シンボルの着用を禁ずるには『権利及び自由に関するカナダ憲章』の条項への適応除外としなければならないが、そんな道はとらない」というクイヤール首相の議会への答弁からそれがうかがい知れる²²。カナダ憲法の「権利及び自由に関するカナダ憲章」とはまさに個人主義を表しているものであって、実際、クイヤール政権の移民政策は多文化主義のイデオロギーのドグマにとらわれているとの主張もある (cf. F. Bastien 2015)。

クイヤール政権がどの程度多文化主義に近接しているのか、それを見極めるにはまだ材料が不足している (それに、本論文執筆段階では 62 号法案はまだ可決されていない)。ケベックの歴代政権は、ケベック党であれケベック自由党であれ、カナダにおけるケベックの独自性をアピールし、多文化主義を拒否し続けてきた。それはケベック人の多くがケベック社会はほかのカナダと異なる独自のものと自任しているからであり、ケベックで政権を維持するにはそれを放棄することはできない。2014 年の文書は間文化主義を強く訴えているのはその流れの中にあるからであるが、それが具体的にどのようなものであるかは、今後の具体的政策を見て行く必要がある。

4. 結論

ここまで主として政府文書を手掛かりに、歴代のケベック政府が社会統合政策をどのように進めてきたかを見てきた。その基本的な姿勢は、移民やエスニック文化マイノリティを歓迎し、社会の文化的多様性を是とするものであった。それは 1960 年代から今日まで半世紀以上変わらない。しかし、政策の質は時代と共に変遷した。

その変遷をいくつかの視点から整理しよう。第 1 の視点は誰をどのように包摂するかである。1980 年代の「収斂の文化」モデルは、「文化共同体」の保持を認めるなど表向き同化主義ではないが、エスニック文化マイノリティにケベックのフランス系カナダ文化への「収斂」を求めるという点で、同化主義的だと批判されても仕方なかった。しかも英語系マイノリティや先住民まで含みこんだケベック人概念はまだ生まれていない。1990 年代の「共通公共文化」モデルになると、「相互性の原理」が明確になり、同化主義は克服され、ケベックのフランス系カナダ文化の充実ではなく、新しいケベック文化を生み出していこうという機運が到来した。しかし、「ケベック州という領域に住むすべての住民を含みこんだケベック人」という概念が確立するには

1990年代後半のシティズンシップ・モデルを待たなければならない。エスニック文化マイノリティだけでなく、それまで統合政策の埒外に置かれていたケベックの英語系共同体と先住民をケベック・シティズンシップの下に統合しようという企ては、地理的領域と共通語としてのフランス語を基盤としたケベック人概念の確立と一体をなしている。その後一旦「文化共同体」概念が復活したものの、再びそれは背後に追いやられ、「ケベック価値憲章」により分断化された社会を修復するために「すべての人を包摂するケベック」を志向する社会統合政策に転じている。この視点からすると、ケベックは「すべての住民の包摂」という方向に向かって歩を進めてきたと言えよう。

第2の視点は、ケベックの独自性と主権に関わる。ケベックは独自の社会を形成しているという考えは、現在ではケベックの大方の人々の支持を得ている。またカナダに強い帰属意識を持つ人よりもケベックに対して強い帰属意識を持つ人が多い。(cf. 丹羽、2014)。つまり自分がカナダ人だという以前にケベック人だと考える人の方が多いのである。しかもそれはフランス語系に限らない。それはケベックがカナダとは別の移民受け入れ社会になろうとした長年の努力の結果である。その端的な表れが、カナダ・シティズンシップとは別のケベック・シティズンシップという理念であり、その背後にはケベック党に代表される主権構想がある。ケベックが主権を獲得しようというなら、州民の多くの支持を得なければならない。そのためにケベック・シティズンシップの傘の下にすべての州民を集結しようとしたわけだが、その目論見も2001年の米国同時多発テロの衝撃で社会が一変したことで実現には至らず、むしろその後マジョリティとエスニック文化マジョリティの対立の方が目立つようになってしまった。この克服こそ現政権の喫緊の課題である。

第3の視点は、フランス型共和主義と多文化主義の間でのケベックの立ち位置である。そもそもケベックの社会統合政策はカナダが示した多文化主義への対抗として生まれた。それゆえ個人主義的自由主義からは距離を置く。他方、ひとつの理念の下での個人の平等を掲げるフランスの共和主義とも異なる。ケベックの立ち位置はその中間にあるのだが、時代と共に一方の側に寄り、また揺り戻しがあるという形で、確固たるものにはなっていない。政治的には連邦派が個人主義的自由主義に近く、主権派がフランス型共和主義に近いと言えようが、それほど単純な図式化はむしろ危険かもしれない。現実には、マイノリティの集団的価値観を認めつつ自由主義的かつ民主的な社

会を築こうというのがケベックの多くの人々の思い描いている社会統合理念—それはおそらくケベック独自の共同体主義であり、ブシャール＝テイラー委員会の報告書に近いもの—なのであろうが、時の政治的意向によりカナダの個人主義的自由主義に寄ったりフランス型共和主義に寄ったりして、ケベック社会の分断を招いた。「妥当なる調整」や「ケベック価値憲章」の騒動がそれを表している。クイヤール政権に課された課題はその分断を修復することであろうが、第62号法案を見る限り、個人主義的自由主義に寄りすぎているように見え、さらなる分断を招く恐れを感じる。

最後にそのケベック独自の共同体主義である間文化主義に触れておきたい。これは1980年代以降の社会統合政策策定の過程で徐々に形成されてきた。最初から明確な理念があったのではなく、政策を実施し修正しながらケベックが徐々に作り上げてきた社会統合政策理念なのである。ところがはっきりとした形で合意されないまま間文化主義という用語が政府文書始め多数の方面で頻繁に用いられるため、その内容に大きな幅があるままである。カナダにおいては1988年に制定された「多文化主義法」(Canadian Multiculturalism Act)によって多文化主義が公式化されたのに対して、ブシャール＝テイラー委員会の勧告にもかかわらず、ケベックの間文化主義の公式化はまだ実現していない。現政権は間文化主義を社会統合政策の前面に押し出しているのであるから、その内容を曖昧なままに放置するのではなく、ケベックの間文化主義法を制定するのが重大な課題と言えよう。

(にわ たかし 金城学院大学教授)

注

- 1 ここで「エスニック文化マイノリティ」(minorité ethnoculturelle)とは、移民受け入れ社会にあってエスニック文化によって繋がれた人々の集団を言う。どの集団をそうみなすかは受け入れ社会によって異なるし、集団内の繋がりにも様々な強さがある。本論文で扱うケベックの場合、1960年代以降にケベックに移民した人々とその子孫、つまり北米インディアン、メティス、イヌイット、イギリス系カナダ人、フランス系カナダ人を除くケベック市民だと考える。だが事態は単純ではなく、フランス系と移民の結婚によって生まれた子どもの場合その子はどの集団に属するのかなど複雑な問題もある。しかし、ここではそうした問題があることを理解したうえで、それを捨象して考えることにする。
- 2 多文化主義にも様々な形があるが、本論文の「多文化主義」は、カナダ多文

化主義を意味する。

- 3 本論文中の引用の和訳はすべて本論文著者による。
- 4 カナダの自由主義、フランスの共和主義、ケベックの間文化主義については A.-G. Gagnon, R. Iacovino (2006) を参照。
- 5 「文化共同体」の最終的な定義は 1985 年の『ケベック学校と文化共同体に関する委員会報告』(シャンシー報告) (*Rapport du comité sur l'école québécoise et les communautés culturelles: Rapport Chancy*), p. 6 においてなされた。
- 6 「収斂の文化」や「文化共同体」概念への厳しい批判は Labelle (2008) に要領よくまとめられている。
- 7 「倫理契約」についての議論は、A.-G. Gagnon, R. Iacovino (2006, pp.98-99) に詳しい。
- 8 教育最高評議会 (Conseil supérieur de l'éducation) が 1993 年に発表した『文化共同体の生徒を受け入れ、首尾よく統合するために』(*Pour un accueil et une intégration réussie des élèves des communautés culturelles*) の p.72 を参照。
- 9 「市民との関係・移民省」が公にしたシティズンシップと統合に関する州のフォーラムに向けてパブリック・コメントを求める文書『ケベックのシティズンシップ』(*La citoyenneté québécoise*) において、「市民契約」(contrat civique) なる概念が示された (cf. A. Marhraoui, 2005, p. 12)。
- 10 20 世紀の終わりごろシティズンシップの概念が大きく修正された (cf. A.-G. Gagnon, R. Iacovino, 2006)。
- 11 後で言及するブシャール＝テイラー委員会の報告書の 185 頁に次のようにある。「2001 年 9 月 11 日のテロがムスリム市民に対する疑念の風潮を生み出した」さらに詳しくは、M. Labelle *et al.* (2009) を参照。
- 12 次に読める。<https://www.mce.gouv.qc.ca/publications/CCPARDC/rapport-final-integral-fr.pdf> (最終アクセス 2016 年 3 月 22 日)
- 13 La Charte de la laïcité と呼ばれ、Charte affirmant les valeurs de laïcité et de neutralité religieuse de l'État ainsi que d'égalité entre les femmes et les hommes et encadrant les demandes d'accommodement (60 号法案) として、2013 年 11 月 7 日に政府がケベック議会に提出した。これについては飯笹 (2014) に詳しい。特にこの憲章とケベックの主権構想との関連を指摘した点は興味深い (p. 43)。
- 14 2013 年 9 月 16 日の La Presse.ca は、「憲章案 — ケベック人の 43% が賛成で 42% が反対」との見出しに「ケベック価値憲章はケベック人を分断した」との副題をつけて、QMI 社とレジェ・マーケティングの調査結果を報じている。さらに、フランス語系が 49% 賛成 (34% 反対) であるのに対して、英語系の 72% と非英仏語系の 66% が反対という結果から、言語による分断も明らかである。

- 51%が公務員にあからさまな宗教的印を身に着けられないようにするのを望むと答えている。モンリオールでは住民全体の40%が賛成で49%が反対、フランス語系の55%が賛成で英語系の79%、非英仏語系の67%が反対となっている。
<http://www.lapresse.ca/actualites/politique/politique-quebecoise/201309/16/01-4689698-projet-de-charte-43-des-quebecois-pour-42-contre.php>（最終アクセス 2016年3月22日）
- 15 ラジオ・カナダの2013年11月7日の報道「Pour ou contre la charte des valeurs?」による。それは次で読める。<http://ici.radio-canada.ca/nouvelles/Politique/2013/09/17/005-charte-valeurs-quebecoises-reactions.shtml>（最終アクセス 2016年3月22日）
- 16 リヴェのコメントと次のCROPの調査結果についてはBoivin (2015)による。
- 17 この方向転換は、またもや担当省の名称変更に着実に表れている。シャレ政権下で「移民・文化共同体省」となったものが、2015年に「移民・多様性・包摂省」(Ministère de l'Immigration, de la Diversité et de l'Inclusion)に改組されたのである。
- 18 引用や参考文献のタイトルなどに登場する以外ではcommunautés culturellesは使用されていない。ただしp.49では、ケベック社会に適合するのが難しい新到来者を援助する共同体に「移民・多様性・包摂省」が財政支援をすると書かれている。それを受けるには2014年以降政府の認可が必要となっているので、「文化共同体」という名称は使用されなくなったものの、その貢献を評価していることがわかる。
- 19 この法案はケベック議会の次のウェブサイトで見られる。<http://www.assnat.qc.ca/fr/travaux-parlementaires/projets-loi/projet-loi-62-41-1.html>（最終アクセス 2016年3月22日）
- 20 ケベック議会の2015年6月10日の議事録参照。ヴァレ担当大臣とペラドー党首の発言は次で読むことができる。http://www.assnat.qc.ca/fr/travaux-parlementaires/assemblee-nationale/41-1/journal-debats/20150610/149199.html#_Toc421799478（最終アクセス 2016年3月22日）
- 21 ここの与野党のやり取りは、ラジオ・カナダの2015年6月11日の報道「La neutralité religieuse proposée par Québec manque de poigne, selon l'opposition」による。それは次で読める。<http://ici.radio-canada.ca/nouvelles/politique/2015/06/11/003-neutralite-religieuse-projet-loi-tchador-opposition-quebec-demande-plus.shtml>（最終アクセス 2016年3月22日）
- 22 注19で挙げた第62号法に関わる質疑の議事録で読むことができる。

参考文献

- Bastien, Frédéric (2015), « Hausse de l'immigration au Québec: une fuite en avant », *Le Devoir*, 10 juillet 2015.
- Boivin, Simon (2015), « Un sondage CROP confirme que les Québécois comptent sur une charte pour les protéger », *Le Soleil*, 21 février 2015.
- Bouchard, Gérard (2012a), « Beaucoup de bruit... pour presque rien », *Le Devoir*, 17 novembre 2012.
- (2012b), *L'interculturalisme. Un point de vue québécois*, Montréal, Les Éditions du Boréal.
- Castonguay, Alec (2010), « Sondage Léger Marketing-Le Devoir - Le gouvernement Charest trop «accommodant» Trois Québécois sur quatre souhaitent plus de fermeté devant les demandes religieuses », *Le Devoir*, 18 février 2010.
- Corbeil, Michel (2013), « Sondage CROP: l'interdit sur les signes religieux accentue la division », *Le Soleil*, 18 septembre 2013.
- Gagnon Alain-G., Raffaele Iacovino (2006), *Federalism, Citizenship and Quebec. Debating Multinationalism*, Toronto, University of Toronto Press. (邦訳: 丹羽卓監訳、古地順一郎、柳原克行訳『マルチナショナリズム』、彩流社、2012年)
- 飯笹佐代子 (2014) 「『ケベック価値憲章』を巡る論争」『ケベック研究』第6号、30～50頁。
- Juteau, Danielle (2002). « The citizen Makes an entrée: redefining the national community in Quebec », *Citizenship Studies*, vol. 6, no 4, pp. 441-458.
- Labelle, Micheline (2008), « De la culture publique commune à la citoyenneté », dans Diane Lamoureux, Dimitrios Karmis, Stephan Gervais, *Du tricoté serré au métissé serré? La culture publique commune au Québec en débats*, Québec, Presses de l'Université de Laval.
- Labelle, Micheline, François Rocher, Rachad Antonius (2009), *Immigration, diversité et sécurité : les associations arabo-musulmanes face à l'État au Canada et au Québec*, Québec, Presses de l'Université du Québec.
- Lampron, Louis-Philippe (2015), « Après le projet de Charte des valeurs québécoises : quelle laïcité pour le Québec ? », *Revue japonaise des études québécoises*, pp. 16-32.
- Marhraoui, Azzeddine (2005), « Le retour des communautés culturelles », *Vivre ensemble*, 13-45, pp. 9-13.
- 丹羽卓 (2014) 「なぜケベックとケベック外のカナダはわかり合えないのか? —言語観とアイデンティティを巡る対立—」『カナダ研究年報』第34号、19～33頁。
- Rocher, François, M. Labelle, A.-M. Field, J.-C. Icart (2007), *Le Concept d'interculturalisme*

en contexte Québécois : Généalogie d'un néologisme, Rapport présenté à la Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles.
www.accommodements.qc.ca/documentation/rapports/rapport-3-rocher-francois.pdf